

## 教員紹介

氏名	白出 博之	担当科目	中小企業法
略 歴			
出身地	宮城県石巻市生まれ		
出身大学	1986年 立教大学社会学部観光学科卒業 1988年 立教大学法学部法学科卒業		
取得学位	学士（社会学士）、学士（法学士）		
職 歴	平成7年 なにわ共同法律事務所入所（大阪弁護士会所属） 平成11年 なにわ共同法律事務所パートナー弁護士（現在に至る） 平成16年 姫路獨協大学法学部非常勤講師 （平成17年4月～平成22年10月同大学特別教授） 平成23年 国際協力機構（JICA）法整備支援長期専門家として中国北京赴任 （～平成25年。平成26～令和3年） 令和3年 名古屋経済大学法学部ビジネス法学科教授（民法、知的財産法、中国法、裁判と法、比較ガバナンス論、演習を担当。現在に至る） 令和3年 国際協力機構国際協力専門員（非常勤・現在に至る）		
在外研究歴			
社会貢献等	日本弁護士連合会消費者問題対策委員会（金融サービス部会）、大阪弁護士会消費者保護委員会（投資被害）、国際交流委員会（中国チーム）に所属		
主要研究業績等			
主 著 等	<p>主著：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・『日中民事訴訟法比較研究』（吉村徳重・上田竹志編・九州大学出版会、2017・3）総論「中国民事訴訟法改正の背景と比較法的検討・公益訴訟」、各論第3章「管轄」、第12章「第一審通常手続」、第13章「第一審簡易手続」、第14章「第二審手続」、第15章「再審手続・裁判監督手続」、第17章「執行手続」の各執筆及び資料「最高人民法院『中華人民共和国民事訴訟法』適用に関する解釈」の翻訳。</li> <li>・『消費者被害の救済と抑止－国際比較から見る多様性』（松本恒雄編著 信山社、2020・9）8「中国における消費者被害の救済と抑止の手法の多様化」。</li> </ul>		

主論文：

- ・中国案例百選「環境公益訴訟において最高額の損害賠償を命じた例」(国際商事法務 40・1)、「中国消費者協会が初めて提訴した消費公益訴訟について」(前同 48・1)、「中国民法典を遡及適用して貸主の実際利率の開示等の義務を認定したケース」(前同 49・9)、「証券虚偽陳述をした上場関係者につき過失類型、虚偽陳述の役割の大小に応じて相応の損害賠償を負うとしたケース」(前同・51・4)、「インターネット領域において無許可で他人のデータを取得・使用することが不正競争を構成するとしたケース」(前同 53・3)。
- ・中国民商法の理論と実務「人民検察院による公益訴訟事件における法律適用に関する若干の問題に関する解釈について」(日本商事仲裁協会(JCA)ジャーナル 65 巻 7 号。2018・7)、「中国電子商取引法の要点について」(前同 66 巻 8 号。2019・8)、「中国証券法の代表者訴訟について」(前同 67 巻 12 号。2020・12)。
- ・中国商事紛争解決の理論と実務「使用言語に関する仲裁合意に違反して仲裁人が仲裁廷で他の言語により証人等と交流した場合、その態様等から仲裁判断に影響を及ぼしておらず、執行すべしとされた事例」(JCA ジャーナル 70 巻 3 号。2023・3)、同「最高人民法院第 27 回指導性案例について(上)(下)」(前同 71 巻 1、2 号。2024・1、2)、「中国企業破産法の改正草案について」(前同 73 巻 2 号。2026・2)。
- ・外国法令研究「中国民事訴訟法の改正条文等について(1)(2)(3完)」(法務省法務総合研究所国際協力部報 53, 54, 56 号)、「中国消費者権益保護法の改正決定について」(前同 58 号)、「中国行政訴訟法の改正条文等について(1)～(6・完)」(前同 68 号～73 号)、「中国立法法の改正について(1)～(4・完)」(前同 74 号～77 号)、「中国民法総則の制定について(1)～(6・小括)」(前同 78 号～83 号)、「中国民法典の制定について(1)～(4・完)」(前同 85 号～88 号)。
- ・静岡大学・静岡法務雑誌「民法典制定当時の問題意識からみた適用上の課題」(13 号。2022・3)。
- ・「中国における消費者保護の現状と課題」(国民生活研究 55 巻 2 号。2015・12)、「中国食品安全法の改正と新法の執行状況について」(前同 57 巻 1 号。2017・7)。